

參考資料

参考-1.用語の解説

【あ行】

青潮	富栄養化の結果として海水が青色ないし白濁色を呈する現象。
赤潮	海水中の微生物(プランクトン)が異常発生することで水の色が変化する現象。
一時避難場所	地域において災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合に、延焼火災等から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所(屋外)であり、本市では公園や学校のグラウンド等、47か所を指定。
インクルーシブ	「すべてを含んでいる、包括的」という意味であり、インクルーシブな遊具とは、車いすに乗ったまま利用できる遊具など、障がいの有無や年齢などで利用者が限定されることのない、みんなが楽しめる遊具を指す。
ウォーターフロント	海・川・湖等に面する水際の地帯。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。
オープン・ガーデン	個人の庭をチャリティのために開放し、花と緑を通じて交流を深めるイギリスで始まった活動。

【か行】

回遊性	買い物客や観光客が店舗や商店街、都市内の複数の拠点を巡り歩くこと。
環境基本法	環境の保全に関する基本的な方針を定めるために制定された法律であり、環境の現状と将来世代への影響を考慮しながら、環境の保全と良好な環境の創出を目的としている。
環境負荷	人の活動により、環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。(市条例)
協働	同じ目的のために、協力して取り組むこと。
グリーンインフラ	安全・安心な国土形成、適正な管理、生活の質の向上、持続可能な社会の形成等の課題に、自然環境が有する機能(景観形成、生物の生息・生育、浸水対応、健康・レクリエーションの場、延焼防止、温暖化の緩和等)を活用して解決を図る取り組み。
景観行政団体	景観法に基づき、良好な景観の保全・形成を図る等、景観行政を担う自治体のことであり、市町村が景観行政団体となるためには知事との協議が必要となる。
景観計画	良好な景観の保全・形成に関する計画であり、景観法に基づいて景観行政団体が定める。
景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るために制定された我が国で初めての景観についての総合的な法律。
原風景	ある場所や地域について、昔からあった又はそう考えられている典型的な風景や光景。とりわけ、人の記憶に残るような印象深い情景を指す。
公園マネジメント	国や地方自治体等の行政だけでなく、そこに住む住民、そして公園管理のノウハウを持つ企業が連携して、公園を運営していくという考え方。
公共施設緑地	都市公園以外の公有地、または公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。
公募設置管理制度 (Park-PFI)	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。(平成29(2017)年6月創設)

【さ行】

シェードガーデン	強い日差しを遮った場所に作る魅力的な庭や花壇のこと。
市街化区域	都市計画区域において、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。
市街化調整区域	都市計画法に基づいて設定される、自然環境や農業等を保全するために、市街化を抑制すべき区域のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
施設緑地	都市公園の他、都市公園以外の公園緑地に準じる機能を持つ施設として、公共施設緑地と民間施設緑地に区分される。
自然保護地区	樹林、草地、水面等の所在する地域であって、良好な自然環境を維持するため保護することが必要な地区。(市条例)
市町村の都市計画に関する基本方針(都市マスタープラン)	住民に最も身近な自治体である市町村が、住民の意向を反映させながら策定する都市づくりの総合的な指針。
シティセールス	自治体がまちの特色や魅力等を市内外に宣伝し、売り込むことによって人や企業に関心を持ってもらい、知名度やイメージを上げていくこと。
指定管理者制度	地方公共団体が指定する法人や団体に公の施設の管理を代行させる制度。
市民農園	自然とのふれあいを求める市民に対し、その機会等を提供するために、レクリエーション活動として野菜等の栽培を行うことができるよう、農地を一定区画に区分し、一定期間貸し付ける農園のこと。
借地公園	公園が不足する地域にレクリエーションの空間を確保するため、行政が土地所有者から土地を借り受けて、公園を整備する制度。
住区基幹公園	近隣住区内の住民の日常的な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
生産緑地(地区)	緑地機能及び多目的保留地機能を有する市街化区域内の農地を保全するため、都市計画に定める地区。
成果指標	目標達成度を測るための具体的な数値や基準のことであり、施策の結果、目的と照らし合わせてどのような成果があったのかを示すもの。
生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物等、地球上の豊かな生物種の多様性と、その遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。

【た行】

耐震性貯水槽	災害時の飲み水を貯めるため、水道管の途中に設置している貯水槽で、通常は水道管の一部として水が流れているが、地震発生時には緊急遮断弁が作動し、貯水槽内に水を確保する。
地域制緑地	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。
地域防災計画	災害対策基本法に基づいて、習志野市防災会議が作成する計画。 市・千葉県・市民・事業所・関係機関等の災害対策に関わる全ての者が、その有する全機能を有効的に発揮して、市域における災害の予防、応急及び復旧対策を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
地区計画	一体的に整備・保全を図るべき地区に対して、都市施設の整備、建物の建築等に関する事項を総合的に定め、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備・保全する制度。
鳥獣保護区	鳥獣の保護を目的として、狩猟を禁止し、鳥獣が生息できる環境を保全するために指定された区域であり、環境大臣または都道府県知事が指定。
底質	河川、湖沼、海洋、水路等の水域において、水底を構成している表層のこと。
底生生物	水底に生息する生物の総称。
特定生産緑地制度	生産緑地地区の指定後 30 年を経過するまでに、所有者等の同意を得て、生産緑地地区の買取り申出ができる時期を 10 年延長するもの。
特別緑地保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為等一定の制限等により、現状凍結的に保全を図る地区。
都市環境保全地区	市街地またはその周辺の樹林の所在する地域であって、良好な都市環境を保持するために必要な地区。(市条例)
都市基幹公園	市町村に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースとして、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園、運動公園に区分される。
都市計画区域	行政区域にこだわることなく、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都道府県が指定するもの。本市では、行政区域全体が習志野都市計画区域に指定されている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点より都市の将来像を明確にし、その実現へ向けての道筋を明らかにしたものであり、知事が定める。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序

	ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。
都市公園	都市公園法の第2条において定義されるもので、地方公共団体が都市計画施設として設置する公園緑地、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園緑地、この2つの他に大規模公園、国営公園を含めたもの。
都市公園等	都市公園法の第2条において定義される都市公園に、公共施設緑地を加えたもの。
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、都道府県知事が指定する。
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可、建築物の構造規制等が行われる。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、都道府県知事が指定する。
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

【な行】

二級河川	一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川として、都道府県知事が指定した河川のこと。
ネットワーク	網状の組織。緑と水のネットワークは、都市の構造を構成する緑や水辺等を連結することで、相互の機能の向上が期待される。
ネイチャーポジティブ	日本語訳で「自然再興」といい、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」ことを指します。
農業振興地域	市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。
農用地区域	農業振興地域内で、農業利用を確保すべき土地として指定された区域であり、農業に関する公共投資が重点的に行われる。

【は行】

ハミングロード	本市の東習志野から市役所周辺を經由し茜浜までを縦断する全長約 12km の自転車・歩行者専用の道路であり、四季折々の風景を楽しみながら散策できるため、市民のウォーキングやサイクリングに活用されている。「マラソン道路」「サイクリング道路」「袖ヶ浦遊歩道」等、エリアによって異なる名称がつけられており、「ハミングさくらまつり」等のイベントも行われている。。昭和 51 (1976) 年に愛称を募集し、「自然にハミングしたくなるような楽しい道と、歩く人のはずむ心が表現されている、明るく、呼びやすい名である」ことから、「ハミングロード」に決定した。
ヒートアイランド現象	地表面が人工的構造物に覆われることによる緑被地の減少や、人間の生活や産業の活動に伴う人工熱の放出、大気汚染等を原因として起こる、都市部が郊外に比べて気温が高くなって等温線が島状になる現象。
ビオトープ	「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた生物生息空間」のことをいい、具体的には池沼、湿地、草地、里山林等さまざまなタイプのビオトープがある。
風致地区	風致とは、自然の景色等のおもむきや味わいを意味し、風致地区とは都市計画法に基づき定められた地域地区の一つで、都市の風致を維持するために定められる地区。
プレーパーク	「冒険遊び場」とも呼ばれ、子どもたちが自由な発想で遊び、自ら遊びを作り上げていく場所であり、一般的な遊具が少なく、子どもたちが自分の「やってみたい」ことを実現できるのが特徴。常駐のプレーリーダー(大人)がいて、子どもの「遊び」を支援するとともに、プレーパークの安全管理を行う。本市では、中央公園や香澄公園で実施している。
閉鎖性水域	湖沼・内湾・内海等、水の出入りが少ない水域のこと。
防災公園	災害発生時に地域の人々の命を守るために防災拠点としての役割を担う公園のこと。
保全配慮地区	緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。
保存樹木	「自然保護及び緑化の推進に関する条例」に基づいて、市街地の美観風致を維持するため保護することが必要と認められる樹木について指定するもの。
保存樹林	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づいて、都市計画区域内における、一定の要件に該当する樹木または樹林のうち、市町村長が、都市の美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定するもの。

【ま行】

曲屋(まがりや)	日本の伝統的家屋(民家)の建築様式の一つで、L字型平面形をもつ農村家屋。
マルチパートナーシップ	市民と行政に加えて、民間企業・大学等、多様な主体が連携・協働すること。
緑に関するアンケート	計画策定に伴い、市民の皆様の本市の緑に関するご意見を伺い、市民の意識から見た課題を整理するとともに、今後の緑に関する施策に反映させることを目的として、令和6年4月から6月に実施。
緑の基本方針	都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるもの。
緑の広域計画	都道府県が一つの市町村の区域を超える広域的な見地から、系統的な緑地の配置方針等を示すものとして緑の基本方針に基づいて策定されるもの。
緑の基本計画	各市町村が緑豊かな快適で個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定するもの。策定にあたっては、緑の基本方針に基づくとともに、緑の広域計画についても勘案する必要がある。

【や行】

谷津田	谷津地形の低湿地に設けられている田んぼ。
谷津地形	平地に突き出た丘と丘の間に、低湿地が挟まれた地形。
湧水	地中から水が自然にわき出ること。また、その水。都市部では開発によって枯渇が進み、美しい水資源として湧水地の保全が求められている。
遊休農地	農地法上の用語であり、現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地のこと。
誘致圏	各公園の利用を想定する範囲であり、街区公園は半径 250m、近隣公園は半径 500m、地区公園は半径 1kmと定められている。
用途地域	計画的な市街地を形成するために、用途に応じて 13 地域に分けられたエリアのことであり、用途地域の種別により建てられる建物等の種類や大きさ等が制限されている。

【ら行】

ラムサール条約	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」をいい、イランのラムサールにおいて 1971 年に締結された。湿地を水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系としてとらえ、幅広く保全・再生を呼びかけている。
ランドマーク	ある場所や地域を象徴する、目印となる特徴的な事物や建造物のこと。地理的な目印としてだけでなく、歴史的・文化的に重要な意味を持つ場合もある。
立体都市公園制度	都市部における公園用地の不足や土地利用ニーズの多様化に対応するために導入された制度であり、公園区域を立体的に限定することで、公園の上下空間を他の用途に活用でき、都市部の土地利用効率の向上を図るもの。
立地適正化計画	持続可能な都市構造を目指すためのマスタープランであり、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するために、市町村が必要に応じて策定するもの。
リノベーション	一般的なりノベーションとは、既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えることであり、公園のリノベーションとは、既存の公園を改修し、その機能や魅力を向上させること。
緑地協定	都市緑地法の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等が定められ、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力を有する。
緑地保全・緑化推進法人（みどり法人）制度	地方公共団体以外のNPO法人やまちづくり会社等の団体がみどり法人として緑地の保全や緑化の推進を行う制度。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができる。（平成 29（2017）年の都市緑地法改正で創設）
緑化地域制度	緑が不足している市街地等において一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に一定の緑化を義務づける制度。
緑化重点地区	緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として、都市緑地法に規定している緑の基本計画に任意に定める事項のひとつ。
緑化協定	おおむね 1,000 ㎡以上の敷地を有する工場を対象として、市と事業者により締結する緑化に関する協定のこと。

【アルファベット・数字】

DX	「Digital Transformation」の略であり、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革することを指す。
PPP/PFI	PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を市と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や PFI (Private Finance Initiative) 等の様々な方式がある。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略であり、平成 27 (2015) 年に国連総会で採択された持続可能な開発のための 17 の国際目標。169 の達成基準と 232 の指標が決められている。
well-being (幸福度)	Well (よい) と Being (状態) が組み合わさった言葉で、心身ともに満たされた幸福を感じる状態を表す概念。

参考-2. 策定の経過

年度	年月日	会議名等	摘要
令和6年度 (2024年度)	4月～6月	緑に関するアンケート	対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・一般市民(18歳以上 3,000人) ・事業所(789事業所) ・小学生(谷津南小・大久保小・東習志野小) ・中学生(第三中・第六中) ・高校生(習志野高等学校)
	10月17日	令和6年度 第1回環境審議会	緑の基本計画策定について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ ・全体スケジュール等
	10月22日	第1回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の位置づけ ・全体スケジュール等
	2月10日	第2回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の数値目標の達成状況 ・緑に関する課題 ・基本理念や緑の将来像 ・施策の推進方向等
	3月21日	令和6年度 第2回環境審議会	緑の基本計画策定にかかる進捗について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の数値目標の達成状況 ・緑に関する課題 ・基本理念や緑の将来像 ・施策の推進方向等
令和7年度 (2025年度)	6月24日	第3回庁内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の配置方針や具体的な施策 ・保全配慮地区や緑化重点地区等
	7月28日	令和7年度 第1回環境審議会	緑の基本計画策定について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・緑地の配置方針や具体的な施策 ・保全配慮地区や緑化重点地区等
	9月24日	令和7年度 第2回環境審議会	緑の基本計画策定について(諮問) <ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画(素案)
	11月1日～ 11月30日	パブリックコメント	習志野市緑の基本計画(案)
	3月18日	令和7年度 第3回環境審議会	緑の基本計画策定について(報告) <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ・最終案の報告

参考-3. 習志野市環境審議会委員名簿(令和7(2025)年9月現在)

(敬称略)

委嘱区分	氏名	役職等
市議会議員	○ 田中 真太郎	市議会議員
	金井 宏志	市議会議員
	荒原 ちえみ	市議会議員
学識経験者	◎ 朝倉 暁生	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 教授
	村上 和仁	千葉工業大学先進工学部 生命科学科 教授
	小田 僚子	千葉工業大学創造工学部 都市環境工学科 教授
	今野 大輝	東邦大学理学部 生命圏環境科学科 准教授
	武村 武	日本大学生産工学部 環境安全工学科 教授
	佐藤 克己	日本大学生産工学部 土木工学科 教授
その他市長が必要と認めた者	吉岡 敏江	習志野市医師会 医師
	吉田 文雄	習志野市連合町会連絡協議会
	桜丘 けい子	習志野商工会議所 女性会 会長
	梓澤 キヨ子	習志野商工会議所 女性会
	渡邊 勇	千葉みらい農業協同組合 理事
	有田 和實	NPO法人 樹の生命を守る会 樹木医
	香取 裕子	公募委員
	三浦 由久	公募委員
	古月 美恵	公募委員

◎:会長 ○:副会長